関係団体御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知したのでお知らせします。

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和2年8月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号) の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」 (令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

1 別表のⅡの057(3)⑧ウiv中「アルミナマトリックス複合材料」を「アルミナマトリックス複合材料又はアルミナ強化ジルコニア複合材料」に改める。